

資料編

1. 関係機関の連絡窓口	P1
①指定行政機関	
②指定地方行政機関	
③自衛隊	
④指定公共機関	
⑤指定地方公共機関	
⑥市町村	
⑦関係消防機関	
2. 安否情報省令	P15
3. 火災・災害等即報要領	P23
4. 災害拠点病院一覧表	P35
5. 感染症指定医療機関一覧表	P37
6. 緊急交通路一覧表	P39
7. 主要路線表	P41
8. 国民保護に関する市条例等	P47
①大牟田市国民保護協議会条例	
②大牟田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	
③大牟田市国民保護協議会運営要綱	

1 関係機関の連絡窓口

①指定行政機関

名 称	担当部署	所 在 地
内閣府	大臣官房総務課	東京都東京都千代田区永田町1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞が関3-2-1
消費者庁	総務課	東京都千代田区霞が関3-1-1
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	東京都千代田区霞が関2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	東京都千代田区霞が関1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞が関1-1-1
外務省	総合外交政策局人権人道課	東京都千代田区霞が関2-2-1
	大臣官房総務課危機管理調整室	東京都千代田区霞が関2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関3-1-1
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室	東京都千代田区霞が関3-2-2
スポーツ庁	政策課	東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁	長官官房政策課	東京都千代田区霞が関3-2-2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室	東京都千代田区霞が関1-2-2
農林水産省	大臣官房文書課災害総合対策室	東京都千代田区霞が関1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関1-3-1

名 称	担当部署	所 在 地
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関1-3-1
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	東京都千代田区霞が関1-3-1
国土交通省	大臣官房危機管理室	東京都千代田区霞が関2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷1
観光庁	総務課	東京都千代田区霞が関2-1-3
気象庁	総務部企画課	東京都千代田区大手町1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	東京都千代田区霞が関2-1-3
環境省	大臣官房総務課危機管理室	東京都千代田区霞が関1-2-2
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	東京都港区六本木1-9-9
防衛省	統合幕僚監部参事官付	東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛装備庁	長官官房総務官付	東京都新宿区市谷本村町5-1

③自衛隊

名 称	担 当 部 署	所 在 地
自衛隊福岡地方協力本部	総務課総務計画班	福岡市博多区竹丘町1-12

部隊等の長及び窓口	区 分	所 在 地
西部方面総監 西部方面総監部防衛部	陸上自衛隊	熊本県熊本市東町1-1-1
第4師団長 第4師団司令部第3部	陸上自衛隊	春日市大和町5-12
佐世保地方総監 佐世保地方総監部第3幕僚室	海上自衛隊	長崎県佐世保市平瀬町18番地
西部航空方面隊司令官 西部航空方面隊司令部防衛部	航空自衛隊	春日市原町3-1-1

②指定地方行政機関

名 称	担 当 部 署	所 在 地
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号
九州総合通信局	総務部総務課	熊本県熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
九州財務局	総務部総務課	熊本県熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)
門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸1-3-10 (門司港湾合同庁舎内)
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅前3-2-8 (住友生命博多ビル4階)
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)
九州農政局	企画調整室	熊本県熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
九州森林管理局	企画調整課	熊本県熊本市京町本丁2-7
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎本館)
九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎本館)
九州地方整備局	企画部防災課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 (福岡第2合同庁舎)
九州運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎新館)
大阪航空局	総務部安全企画・保安対策課	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 (大阪合同庁舎第四号館)
	福岡航空交通管制部総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17
福岡管区气象台	総務部総務課	福岡市中央区大濠1-2-36
第七管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸1-3-10
九州地方環境事務所	総務課	熊本県熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)

④指定公共機関

所管省庁	名 称	担 当 部 署	所 在 地
国土交通省	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	経営戦略室	東京都三鷹市新川6-38-1
海上保安庁	一般財団法人海上災害防止センター	総務部総務課	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1 三菱重工横浜ビル
国土交通省	国立研究開発法人建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原1番地
厚生労働省	独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘2-5-21
経済産業省	国立研究開発法人産業技術総合研究所	企画本部	東京都千代田区霞が関1-3-1
文部科学省	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全研究・防災支援部門原子力緊急時支援・研究センター	茨城県ひたちなか市西十三奉行11601-13
経済産業省	独立行政法人情報処理推進機構	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込2-28-8
総務省	国立研究開発法人情報通信研究機構	総合企画部企画戦略室	小金井市貫井北町4-2-1
農林水産省	国立研究開発法人森林研究・整備機構	総務部総務課	茨城県つくば市松の里1
農林水産省	国立研究開発法人水産研究・教育機構	経営企画部経営企画課	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB 15F
国土交通省	国立研究開発法人土木研究所	企画部研究企画課	〒305-8516 茨城県つくば市南原1-6
国土交通省	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	総務部管理課	神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号 横浜三井ビルディング5階
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	企画調整部企画調整課	茨城県つくば市観音台3-1-1
文部科学省	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	放射線緊急時支援センター	千葉県稲毛区穴川4-9-1
国土交通省	独立行政法人水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
財務省	日本銀行	決済機構局業務継続企画課	東京都中央区日本橋本石町2-1-1
厚生労働省	日本赤十字社	救護・福祉部救護課	東京都港区芝大門1-1-3
総務省	日本放送協会	報道局災害・気象センター	東京都渋谷区神南2-2-1
経済産業省	広域的運営推進機関	総務部業務グループ	東京都江東区豊洲6-2-15
総務省	日本郵便株式会社	総務部リスク管理統括・危機管理・震災復興対策室	東京都千代田区霞が関1-3-2
国土交通省	西日本高速道路株式会社	保全サービス事業本部危機管理防災課	大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ
国土交通省	九州旅客鉄道株式会社	総務部総務課	福岡市博多区博多駅前3-25-21

所管省庁	名 称	担 当 部 署	所 在 地
国土交通省	日本貨物鉄道株式会社	総務部	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8 サウスゲート新宿
総務省	日本電信電話株式会社	技術企画部門災害対策室	東京都千代田区大手町1-5-1 ファーストスクエアイースト20階
総務省	西日本電信電話株式会社	設備本部サービスマネジメント部災害 対策室	大阪府大阪市中央区馬場町3-8 馬場町ビル7階
経済産業省	九州電力株式会社	地域共生本部防災グループ	福岡市中央区渡辺通2-1-82
経済産業省	電源開発株式会社	総務部総務・法務室 (危機管理・防災)	東京都中央区銀座6-15-1
経済産業省	西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡市千代1-17-1
国土交通省	オーシャントランス株式会社	新門司ターミナル	北九州市門司区新門司北1-12
国土交通省	株式会社名門大洋フェリー	常務執行役員営業統括部長	大阪府大阪市西区江戸堀1-9-6
国土交通省	阪九フェリー株式会社	安全統括管理者	北九州市門司区新門司北1-1
国土交通省	JR九州バス株式会社	企画部	福岡市博多区堅粕2-22-2
国土交通省	佐川急便株式会社	CSR推進部	京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
国土交通省	西濃運輸株式会社	総務部	岐阜県大垣市田口町1番地
国土交通省	日本通運株式会社	業務部	東京都港区東新橋1-9-3
国土交通省	福山通運株式会社	業務部(東京)	東京都江東区越中島3-6-15
国土交通省	ヤマト運輸株式会社	CSR推進部	東京都中央区銀座2-16-10
国土交通省	ANAウイングス株式会社	ANA福岡支店 総務課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル
国土交通省	株式会社スターフライヤー	総務人事部	北九州市小倉南区空港北町6番 北九州空港スターフライヤー本社ビル
国土交通省	日本航空株式会社	経営企画本部 経営戦略部	東京都品川区東品川2-4-11
国土交通省	スカイマーク株式会社	経営企画室	東京都大田区羽田空港3-5-10 ユーティリティセンタービル8F
国土交通省	全日本空輸株式会社	ANA福岡支店 総務課	福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル
国土交通省	日本トランスオーシャン航空株式 会社	路線事業部	沖縄県那覇市山下町3-23
国土交通省	西日本旅客鉄道株式会社	企業倫理・リスク統括部	大阪府大阪市北区芝田2-4-24
国土交通省	西日本鉄道株式会社	総務広報部庶務課	福岡市中央区天神1-11-17 福岡ビル5F

所管省庁	名 称	担 当 部 署	所 在 地
国土交通省	井本商運株式会社	取締役	兵庫県神戸市中央区浪花町59 神戸朝日ビルディング22F
国土交通省	川崎近海汽船株式会社	取締役総務部長	東京都千代田区霞が関3-2-1
総務省	エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社	カスタマーサービス部危機管理室	東京都千代田区大手町2-3-5 大手ビル本館6階
総務省	KDDI株式会社	福岡テクニカルセンター	福岡市中央区長浜2-3-9 福岡第二NCビル
総務省	株式会社NTTドコモ	CS九州法人事業部法人営業部	福岡市中央区舞鶴2-3-1 ドコモ九州舞鶴ビル
総務省	ソフトバンク株式会社	総務本部コーポレートセキュリティ部	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング

⑤指定地方公共機関

法人名	所属名（課・係等）	所在地
大牟田瓦斯株式会社	供給グループ	大牟田市泉町4-5
西日本ガス株式会社	総務課	柳川市新外町89-2
筑紫ガス株式会社	営業総括本部	筑紫野市紫2-12-10
直方ガス株式会社	統括部長	直方市新町3-3-10
飯塚ガス株式会社	総務部	飯塚市横田677-2
高松ガス株式会社	水巻支店	水巻町猪熊10丁目2-25
久留米ガス株式会社	総務部	久留米市東櫛原1089
一般社団法人福岡県LPガス協会	総務課	福岡市博多区山王1-10-15
平成筑豊鉄道株式会社	総務課	田川郡福智町金田1145-2
筑豊電気鉄道株式会社	総務課	中間市鍋山町1-6
甘木鉄道株式会社	運輸部	朝倉市甘木1320
北九州高速鉄道株式会社	総務課	北九州市小倉南区企救丘2-13-1
西鉄バス二日市株式会社	運行部	大野城市大字牛頸2473-12
西鉄バス宗像株式会社	運行部	宗像市陵巖寺4-7-1
西鉄バス久留米株式会社	運行部	久留米市御井町2291-1
西鉄バス大牟田株式会社	運行部	大牟田市白金町63
西鉄バス筑豊株式会社	運行部	飯塚市片島2-19-1
西鉄高速バス株式会社	営業本部業務部業務課	福岡市中央区那の津3-8-15
西鉄バス北九州株式会社	営業本部総務課	北九州市小倉北区砂津1-1-2
九州急行バス株式会社	営業部	福岡市博多区博多駅南4-7-2
堀川バス株式会社	統括部	八女市本町1-302-1
株式会社甘木観光バス	路線事業部	朝倉市大字甘木1396番地2
西鉄観光バス株式会社	総務部	福岡市中央区那の津3-8-15

法人名	所属名（課・係等）	所在地
柳城観光株式会社	本社営業所	柳川市下宮永町1092-1
九州郵船株式会社	海務部海務課	福岡市博多区神屋町1-27
吉岐・対馬フェリー株式会社	運航部	福岡市中央区那の津3-46-7
久留米運送株式会社	総務課	久留米市東櫛原町353
株式会社博運社	総務部	糟屋郡志免町別府北3-4-1
株式会社ランテック	安全品質管理部	福岡市博多区古門戸町4-26
丸善海陸運輸株式会社	運輸課	久留米市善導寺町飯田829-1
三友通商株式会社	業務統括部	筑紫野市上古賀2-1
公益社団法人福岡県トラック協会	業務一課	福岡市博多区博多駅東1-18-8
公益社団法人福岡県医師会	地域医療課	福岡市博多区博多駅南2-9-30
一般社団法人福岡県歯科医師会	庶務課	福岡市中央区大名1-12-43
公益社団法人福岡県薬剤師会	事務局	福岡市博多区住吉2-20-15
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-8
九州朝日放送株式会社	報道部	福岡市中央区長浜1-1-1
株式会社テレビ西日本	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-2
株式会社福岡放送	報道部	福岡市中央区清川2-22-8
株式会社TVQ九州放送	報道スポーツ局報道部	福岡市博多区住吉2-3-1
株式会社エフエム福岡	編成制作事業部	福岡市中央区清川1-9-19
株式会社CROSS FM	編成業務部	北九州市小倉北区京町3-1-1 COLETT/I'm10階
ラブレフエム国際放送株式会社	放送局次長	福岡市中央区今泉1-12-33 西鉄今泉ビル5階

⑥市町村

市町村名	担当課名	防災電話 防災FAX	NTT電話番号(内線) NTTFAX	緊急時NTT電話番号
北九州市	危機管理室危機管理課	78-101-70 1-78-101-75	093-582-2110 093-582-2112	093-582-3811 (消防局指令課)
福岡市	防災・危機管理課	78-201-70 1-78-201-75	092-711-4056(1722) 092-733-5861	092-725-6595 (災害救急指令センター)
大牟田市	防災危機管理室	78-202-70 1-78-202-75	0944-41-2894 0944-41-2893	0944-41-2222(夜間)
久留米市	防災対策課	78-203-70 1-78-203-75	0942-30-9074 0942-30-9712	0942-30-9000
直方市	総務・コミュニティ推進課	78-204-70 1-78-204-75	0949-25-2223 0949-24-3812	0949-25-2002
飯塚市	防災安全課	78-205-70 1-78-205-75	0948-22-5500(1233) 0948-21-2066	0948-22-2868
田川市	安全安心まちづくり課	78-206-70 1-78-206-75	0947-85-7114 0947-46-0124	(NTT電話番号と同様)
柳川市	総務課	78-207-70 1-78-207-75	0944-77-8152 0944-74-1374	0944-73-8111
八女市	防災安全課	78-210-70 1-78-210-75	0943-24-8146 0943-23-2583	(NTT電話番号と同様)
筑後市	防災安全課	78-664-74 1-78-664-75	0942-65-7260 0942-53-4216	(NTT電話番号と同様)
大川市	地域支援課	78-212-70 1-78-212-75	0944-87-2101 0944-88-1776	(NTT電話番号と同様)
行橋市	総務課防災危機管理室	78-213-70 1-78-213-75	0930-25-1111 0930-25-0299	(NTT電話番号と同様)
豊前市	総務課	78-214-70 1-78-214-75	0979-82-1111(1334) 0979-83-2560	0979-83-3100
中間市	安全安心まちづくり課	78-215-70 1-78-215-75	093-244-1111(1252) 093-245-5598	093-246-2017
小郡市	協働推進課	78-216-70 1-78-216-75	0942-72-2111(253) 0942-73-4466	(NTT電話番号と同様)
筑紫野市	危機管理課	78-217-70 1-78-217-75	092-923-1111(229) 092-923-5391	092-923-0183
春日市	安全安心課	78-218-70 1-78-218-75	092-584-1111(3911) 092-584-1143	(NTT電話番号と同様)
大野城市	危機管理課	78-219-70 1-78-219-75	092-580-1966 092-572-8432	092-501-2211
宗像市	地域安全課	78-220-70 1-78-220-75	0940-36-5050 0940-37-1242	0940-36-1121
太宰府市	防災安全課	78-221-71 1-78-221-75	092-921-2121(519) 092-921-1601	(NTT電話番号と同様)
古賀市	総務課	78-223-70 1-78-223-75	092-942-1111(327) 092-942-3758	092-942-1112
福津市	防災安全課	78-362-70 1-78-362-75	0940-43-8107 0940-43-3168	0940-42-1111

⑥市町村

市町村名	担当課名	防災電話 防災FAX	NTT電話番号(内線) NTTFAX	緊急時NTT電話番号
うきは市	市民協働推進課	78-481-70 1-78-481-75	0943-75-4982 0943-75-5509	(NTT電話番号と同様)
宮若市	総務課	78-403-70 1-78-403-75	0949-32-0510(229) 0949-32-9430	0949-32-0510
嘉麻市	防災対策課	78-423-70 1-78-423-75	0948-62-5690 0948-62-5610	(NTT電話番号と同様)
朝倉市	防災交通課	78-209-70 1-78-209-75	0946-22-1111 (61-110) 0946-22-0418	0946-23-0364
みやま市	総務課	78-561-70 1-78-561-75	0944-64-1502 0944-64-1503	0944-63-6111(336)
糸島市	危機管理課	78-222-70 1-78-222-75	092-332-2110 092-324-0239	(NTT電話番号と同様)
那珂川市	安全安心課	78-305-70 1-78-305-75	092-953-2211(243) 092-954-0292	(NTT電話番号と同様)
宇美町	総務課	78-341-70 1-78-341-75	092-932-1111(113) 092-933-7512	(NTT電話番号と同様)
篠栗町	総務課	78-342-70 1-78-342-75	092-947-1113 092-947-7977	092-947-8409
志免町	生活安全課	78-343-70 1-78-343-75	092-935-1001(1247) 092-935-2694	(NTT電話番号と同様)
須恵町	総務課	78-344-70 1-78-344-75	092-932-1152(321) 092-933-6579	092-932-1151
新宮町	地域協働課	78-345-70 1-78-345-75	092-963-1734 092-962-2078	(NTT電話番号と同様)
久山町	総務課	78-348-70 1-78-348-75	092-976-1111(233) 092-976-2463	(NTT電話番号と同様)
粕屋町	協働のまちづくり課	78-349-70 1-78-349-75	092-938-2311(263) 092-938-3150	092-938-5778
芦屋町	総務課	78-381-70 1-78-381-75	093-223-3572 093-223-3927	(NTT電話番号と同様)
水巻町	総務課	78-382-70 1-78-382-75	093-201-4321 093-201-4423	(NTT電話番号と同様)
岡垣町	地域づくり課	78-383-70 1-78-383-75	093-282-1211(285) 093-282-1310	(NTT電話番号と同様)
遠賀町	総務課	78-384-70 1-78-384-75	093-293-1234 093-293-0806	(NTT電話番号と同様)
小竹町	総務課	78-401-70 1-78-401-7390	09496-2-1212(107) 09496-2-1140	(NTT電話番号と同様)
鞍手町	総務課	78-402-70 1-78-402-75	0949-42-2111(322) 0949-42-5693	(NTT電話番号と同様)
桂川町	総務課	78-700-7024 1-78-700-7390	0948-65-1100(212) 0948-65-3424	(NTT電話番号と同様)
筑前町	環境防災課	78-444-70 1-78-444-75	0946-42-6609 0946-42-2011	(NTT電話番号と同様)

⑥市町村

市町村名	担当課名	防災電話 防災FAX	NTT電話番号(内線) NTTFAX	緊急時NTT電話番号
東峰村	総務課	78-446-70 1-78-446-75	0946-72-2311 0946-72-2038	(NTT電話番号と同様)
大刀洗町	総務課	78-503-70 1-78-503-75	0942-77-0171 0942-77-3063	0942-77-0101
大木町	総務課	78-522-70 1-78-522-75	0944-32-1013(113) 0944-32-1054	0944-32-1444
広川町	協働推進課	78-544-70 1-78-544-75	0943-32-1196(273) 0943-32-4287	0943-32-1440
香春町	総務課	78-601-70 1-78-601-75	0947-32-2511(212) 0947-32-4815	(NTT電話番号と同様)
添田町	防災管理課	78-602-70 1-78-602-75	0947-82-4002 0947-82-2869	(NTT電話番号と同様)
糸田町	総務課	78-604-70 1-78-604-75	0947-26-1231 0947-26-1651	(NTT電話番号と同様)
川崎町	防災管財課	78-605-70 1-78-605-75	0947-72-3000(232) 0947-42-3415	(NTT電話番号と同様)
大任町	総務企画財政課	78-608-70 1-78-608-75	0947-63-3000 0947-63-3813	(NTT電話番号と同様)
赤村	総務課	78-609-70 1-78-609-75	0947-62-3000 0947-62-3007	(NTT電話番号と同様)
福智町	総務課	78-603-70 1-78-603-75	0947-22-0555 0947-22-0782	(NTT電話番号と同様)
苅田町	くらし安全課	78-621-70 1-78-621-75	093-588-1037 093-436-3014	093-434-1117
みやこ町	総務課	78-623-70 1-78-623-75	0930-32-2511 0930-32-4563	(NTT電話番号と同様)
吉富町	総務課	78-642-70 1-78-642-75	0979-24-1122(178) 0979-24-3219	(NTT電話番号と同様)
上毛町	総務課	78-644-70 1-78-644-75	0979-72-3111(113) 0979-72-4664	(NTT電話番号と同様)
築上町	総務課	78-641-70 1-78-641-75	0930-56-0300(321) 0930-56-1405	(NTT電話番号と同様)
荒尾市	防災安全課	043-341-78 043-341-79	0968-63-1395 0968-63-1956	(NTT電話番号と同様)
南関町	総務課	043-366-78 043-366-79	0968-57-8500 0968-53-2351	(NTT電話番号と同様)

⑦消防本部（局）

消防本部（局）名	担当部署名	所在地	電話番号	F A X番号
北九州市消防局	消防団・市民 防災課	北九州市小倉北区 大手町3-9	093-582-3819	093-592-6898
福岡市消防局	警備部警防課	福岡市中央区舞鶴3-9-7	092-725-6575	092-791-2420
大牟田市消防本部	総務課	大牟田市浄真町46	0944-53-3521	0944-53-7460
直方市消防本部	警防課	直方市新町2-5-10	0949-25-2303	0949-25-2308
柳川市消防本部	警防課	柳川市本城町4-2	0944-74-0122	0944-74-0185
筑後市消防本部	警防課	筑後市山ノ井900	0942-52-2020	0942-53-6658
行橋市消防本部	警防課	行橋市中央1-9-9	0930-25-2326	0930-26-3074
中間市消防本部	警防課	中間市中間2-2-2	093-245-0901	093-246-0119
みやま市消防本部	総務課庶務係	みやま市瀬高町小川2062	0944-62-5125	0944-62-3234
糸島市消防本部	警防課	糸島市前原1783-1	092-322-8027	092-323-4514
苅田町消防本部	警防課	苅田町京町2-4-4	093-434-0119	093-434-5236
八女消防本部	警防課	八女市本村22-1	0943-24-2119	0943-25-1119
筑紫野太宰府消防組 合消防本部	警防課警防係	筑紫野市針摺西1-1-1	092-924-5642	092-924-3397
飯塚地区消防本部	警防課	飯塚市片島3-16-8	0948-22-7600	0948-24-5670
春日・大野城・那珂川 消防組合消防本部	警備課	春日市春日2-2-1	092-584-1197	092-584-1200
田川地区消防本部	警防課	田川市川宮1570	0947-44-6225	0947-46-1404
久留米広域消防本部	救急防災課	久留米市東櫛原町999-1	0942-38-5158	0942-38-5172
京築広域圏消防本部	警防課	豊前市荒堀525-1	0979-82-0119	0979-83-2630
直方・鞍手広域市町 村圏事務組合消防本 部	警防課	宮若市宮田16-1	0949-32-1132	0949-32-9425
甘木・朝倉消防本部	警防課	朝倉市一木18-20	0946-23-2753	0946-24-1334
粕屋南部消防組合消 防本部	警防課	志免町田富170	092-935-1088	092-935-5184
宗像地区消防本部	警防課	宗像市田熊5-1-3	0940-36-2481	0940-37-0011

⑦消防本部（局）

消防本部（局）名	担当部署名	所在地	電話番号	F A X番号
粕屋北部消防本部	警防課	古賀市今在家167-1	092-944-0132	092-944-0462
遠賀郡消防本部	警防課	遠賀町大字広渡1639	093-293-8124	093-291-4008

2 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正：平成27年9月16日号外総務省令第76号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号抄]

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 [平成二七年九月一六日総務省令第七六号抄]

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〔平成二五年五月法律第二七号〕（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

[後略]

(経過措置)

第二条 [一項略]

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の第四十九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一・二 [略]

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

四・五 [略]

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報照会書

		年 月 日
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		申請者 住所(居所) _____ 氏名 _____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日 殿 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長） 年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

3 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正	平成6年12月	消防災第279号
	平成7年4月	消防災第83号
	平成8年4月	消防災第59号
	平成9年3月	消防情第51号
	平成12年11月	消防災第98号 消防情第125号
	平成15年3月	消防災第78号 消防情第56号
	平成16年9月	消防震第66号
	平成20年9月	消防応第166号
	平成24年5月	消防応第111号
	平成29年2月	消防応第11号
	平成31年4月	消防応第28号
	令和元年6月	消防応第12号
	令和3年5月	消防応第29号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生

した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事

故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが

十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等

の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に

努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるよ

うになった後は、都道府県に報告をするものとする。

- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（ア）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記 (1) から (7) に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

- d その他
 - (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - (エ) 災者の避難保護の状況
 - (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- ウ 林野火災
 - (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
※必要に応じて図面を添付する。
 - (イ) 林野の植生
 - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

- (1) 事故名（表頭）及び事故種別
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事業所名
「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域
発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。
なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要
「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (8) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による

応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況

・避難指示の発令状況

・避難所の設置状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

・NBC検知結果(剤の種類、濃度等)

・被害の要因(人為的なもの)

不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生の場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(オ) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

※119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

以下、各号の様式は省略

4 災害拠点病院一覧表

(基幹災害医療センター・地域災害医療センター)

区分	二次医療圏名	医療機関名	DMAT指定	病床数	所在地	電話番号	ヘリポートの状況		
							敷地内外	区分	病院からの距離
基幹災害医療センター	福岡・糸島	国立病院機構九州医療センター	○	702	福岡市中央区地行浜1-8-1	092-852-0700	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	済生会福岡総合病院	○	380	福岡市中央区天神1-3-46	092-771-8151	屋上	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡大学病院	○	915	福岡市城南区七隈7-45-1	092-801-1011	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	九州大学病院	○	1,275	福岡市東区馬出3-1-1	092-641-1151	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡赤十字病院	○	511	福岡市南区大楠3-1-1	092-521-1211	屋上	公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡和白病院	○	369	福岡市東区和白丘2-2-75	092-608-0001	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	粕屋	国立病院機構福岡東医療センター	○	591	古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	粕屋	福岡青洲会病院	○	213	粕谷郡粕屋町長者原800-1	092-939-0010	敷地外	緊急時	4.0km
地域災害医療センター	北九州	北九州市立八幡病院	○	350	北九州市八幡東区西本町4-18-1	093-662-6565	敷地外	緊急時	1.3km
地域災害医療センター	北九州	北九州市立医療センター	○	636	北九州市小倉北区馬借2-1-1	093-541-1831	敷地外	緊急時	0.8km
地域災害医療センター	北九州	健和会大手町病院	○	499	北九州市小倉北区大手町15-1	093-592-5511	敷地外	緊急時	4.4km
地域災害医療センター	北九州	北九州総合病院	○	360	北九州市小倉北区東城野町1-1	093-921-0560	敷地外	緊急時	2.5km
地域災害医療センター	北九州	産業医科大学病院	○	678	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	093-603-1611	敷地内	緊急時	0.4km
地域災害医療センター	北九州	九州病院	○	575	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1	093-641-5111	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	久留米	久留米大学病院	○	1,018	久留米市旭町67	0942-31-7602	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	久留米	聖マリア病院	○	1,097	久留米市津福本町422	0942-35-3322	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	有明	大牟田市立病院	○	350	大牟田市宝坂町2-19-1	0944-53-1061	敷地外	緊急時	0.3km

区 分	二 次 医療圏名	医療機関名	DMAT 指定	病床 数	所 在 地	電話 番号	ヘリポートの状況		
							敷地 内外	区分	病院から の距離
地域災害 医療センター	飯塚	飯塚病院	○	1,048	飯塚市芳雄町3-83	0948-29 -8010	敷地外	公共用	0.2km
地域災害 医療センター	田川	田川市立病院	○	342	田川市大字糴17 00-2	0947-44 -2100	敷地外	緊急時	2.3km
地域災害 医療センター	京築	新行橋病院	○	246	行橋市道場寺1411	0930-24 -8899	屋 上	非公共 用	
地域災害 医療センター	福岡 ・糸島	福岡記念病院	○	239	福岡市早良区西新 1-1-35	092-821 -4731	敷地外	緊急時	1.1km
地域災害 医療センター	北九州	新小文字病院	○	214	北九州市門司区大 里新町2-5	093-391 -1001	屋 上	非公共 用	
地域災害 医療センター	朝倉	朝倉医師会病 院	○	300	朝倉市来春422	0946-23 -0077	敷地内	緊急時	0.1km
地域災害 医療センター	筑紫	福岡県済生会二 日市病院	○	260	筑紫野市湯町3-13 -1	092-923 -1551	敷地外	緊急時	1.0km
地域災害 医療センター	京築	小波瀬病院	○	266	京都郡苅田町大字 新津1598	0930-24 -5211	敷地内	非公共 用	
地域災害 医療センター	北九州	九州労災病院	○	450	北九州市小倉南区 曾根北町1-1	093-471 -1121	屋上	非公共 用	
地域災害 医療センター	北九州	戸畑共立病院	○	237	北九州市戸畑区沢 見2-5-1	093-871 -5421	屋上	公共用	3.0km
地域災害 医療センター	筑紫	福岡徳洲会病 院	○	602	春日市須玖北4-5	092-573 -6622	屋上	緊急時	
地域災害 医療センター	宗像	宗像水光会総 合病院	○	300	福津市日蒔野5-7- 1	0940-34 -3111	敷地外	緊急時	2.0km
地域災害 医療センター	八女 ・筑後	筑後市立病院	○	233	筑後市大字和泉91 7-1	0942-53 -7511	屋上	緊急時	
地域災害 医療センター	有明	ヨコクラ病院	○	199	みやま市高田町濃 施480-2	0944-22 -5811	屋上	緊急時	

5 感染症指定医療機関一覧表

(1) 第一種感染症指定医療機関

医療機関名	住所	感染症 病床数	電話
福岡東医療センター	古賀市千鳥 1-1-1	2	092-943-2331

(2) 第二種感染症指定医療機関

医療機関名	住所	感染症 病床数	電話
福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町 1 3-1	4	092-632-1111
国立病院機構九州医療センター	福岡市中央区地行浜 1-8-1	2	092-852-0700
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠 3-1-1	2	092-521-1211
福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院 1-1-1	2	092-921-1011
福岡徳洲会病院	春日市須玖北 4-5	2	092-573-6622
福岡東医療センター	古賀市千鳥 1-1-1	10	092-943-2331
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借 2-1-1	16	093-541-1831
田川市立病院	田川市大字糺 1 7 0 0-2	8	0947-44-2100
聖マリア病院	久留米市津福本町 4 2 2	6	0942-35-3322
新古賀病院	久留米市天神町 1 2 0	8	0942-38-2222
筑後市立病院	筑後市大字和泉 9 1 7-1	2	0942-53-7511
大牟田病院	大牟田市大字橋 1 0 4 4-1	2	0944-58-1122

6 緊急交通路一覧表

地域	種別	道路名	距離(km)	選定理由	予備路線
福岡地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車
		国道202号	67.1	佐賀・長崎方面からの緊急輸送	福岡前原道
	海上輸送	国道3号	161.9	博多港(箱崎埠頭)等からの緊急輸送	
		市道千鳥橋唐人線	3.2	博多港(中央埠頭・箱崎埠頭)等からの緊急輸送	
	航空輸送	県道桧原比恵線	7.3	福岡空港等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	陸自福岡駐屯地、航自春日原基地からの緊急輸送	
北九州地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車
		国道10号	70.4	大分・宮崎方面からの緊急輸送	
	海上輸送	国道10号	70.4	苅田港、宇島港等からの緊急輸送	
		国道199号	46.7	小倉港、門司港等からの緊急輸送	
	航空輸送	国道10号	70.4	北九州空港、航自築城基地等からの緊急輸送	
		県道北九州芦屋線	8.9	空自芦屋基地からの緊急輸送	国道3号
筑後地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車
		九州横断自動車道	31.3	大分・長崎方面等からの緊急輸送	
	海上輸送	国道209号	26.9	大牟田港、三池港からの緊急輸送	
	航空輸送	県道藤山国分1丁田線	1.9	陸上自久留米駐屯地からの緊急輸送	
		国道3号	161.9	陸上小郡駐屯地等からの緊急輸送	

地域	種別	道路名	距離(km)	選定理由	予備路線
筑豊地域	陸上輸送	国道200号	82.4	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道201号	79.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車
	海上輸送	国道201号	79.9	博多港、苅田港からの緊急輸送	
	航空輸送	県道飯塚福間線	2.0	陸上自衛隊飯塚駐屯地からの緊急輸送	

※各国道の延長は、バイパスを含む県内延長距離を計上

7 主要路線表

道路 種別	路線名	路線 番号	起 点 終 点	実延長 k m	備 考
一般国道	2号		北九州市門司区 (県界) ~ 門司区(3号迄)	2.3	
	3号		北九州市門司区 ~ 八女市(県界)	145.2	
	10号		北九州市小倉北区 (3号分岐) ~ 築上郡上毛町(県界)	65.4	
	198号		北九州市門司区 ~ 北九州市門司区	0.6	
	199号		北九州市門司区 ~ 北九州市八幡西区	46.4	
	200号		北九州市八幡西区 ~ 筑紫野市	91.1	
	201号		福岡市東区 ~ 京都郡苅田町	91.1	
	202号		福岡市博多区 ~ 糸島市	83.0	
	208号		大牟田市(県界) ~ 大川市(県界)	48.4	
	209号		大牟田市 ~ 久留米市	27.0	
	210号		久留米市 ~ うきは市(県界)	45.2	
	211号		朝倉郡東峰村 (県界) ~ 北九州市八幡西区	48.0	
	263号		福岡市城南区 ~ 福岡市早良区(県界)	21.4	
	264号		久留米市(県界) ~ 久留米市	2.7	
	322号		北九州市小倉南区 ~ 久留米市	117.3	
	385号		柳川市 ~ 福岡市博多区	39.5	
	386号		朝倉市 ~ 筑紫野市	37.6	
	389号		大牟田市 ~ 大牟田市(県界)	3.9	
	442号		八女市 ~ 大川市	60.6	
	443号		大川市 ~ みやま市(県界)	26.0	
495号		北九州市若松区 ~ 福岡市東区	69.1		
496号		行橋市 ~ 京都郡みやこ町	41.7		
497号		福岡市 ~ 糸島市	14.8		
500号		京都郡みやこ町 ~ 小郡市	55.8		
主要 地方道	豊前万田線	1	豊前市 ~ 築上郡上毛町(県界)	1.3	
	豊前耶馬溪線	2	豊前市 ~ 豊前市(県界)	9.2	
	大牟田植木線	3	大牟田市 ~ 大牟田市(県界)	7.8	
	玉名八女線	4	八女市(県界) ~ 八女市	14.9	
	大牟田南関線	5	大牟田市 ~ 大牟田市(県界)	5.4	

道路 種別	路線名	路線 番号	起 点 終 点	実延長 k m	備 考
主 要 地方道	玉名立花線	6	八女市（県界） ～ 八女市	0.6	
	筑紫野インター線	7	筑紫野市 ～ 筑紫野市	2.7	
	馬田場頓田線	8	朝倉市 ～ 朝倉市	3.2	
	室木下有木若宮線	9	鞍手郡鞍手町 ～ 宮若市	8.8	
	南関大牟田北線	10	大牟田市（県界） ～ 大牟田市	10.4	
	有毛引野線	11	北九州若松区 ～ 北九州市若松区	12.3	
	前原富士線	12	糸島市 ～ 糸島市（県界）	15.7	
	黒木鹿北線	13	八女市 ～ 八女市（県界）	3.8	
	鳥栖朝倉線	14	小郡市 ～ 朝倉市	21.9	
	佐賀八女線	15	久留米市（県界） ～ 八女市	13.6	
	吉富本耶馬溪線	16	築上郡吉富町 ～ 吉富町（県界）	12.4	
	久留米基山筑紫野線	17	久留米市 ～ 筑紫野市	8.3	
	大牟田川副線	18	大牟田市 ～ 大川市（県界）	34.5	
	諸富西島線	19	大川市（県界） ～ 久留米市	5.0	
	佐賀大川線	20	大川市（県界） ～ 大川市	1.4	
	福岡直方線	21	福岡市博多区 ～ 直方市	45.4	
	田川直方線	22	田川市 ～ 直方市	27.2	
	久留米柳川線	23	久留米市 ～ 柳川市	19.0	
	福岡東環状線	24	福岡市東区 ～ 福岡市博多区	20.2	
	門司行橋線	25	北九州市門司区 ～ 行橋市	46.3	
	北九州芦屋線	26	北九州市若松区 ～ 遠賀郡芦屋町	7.3	
	直方芦屋線	27	直方市 ～ 遠賀郡芦屋町	19.5	
	直方行橋線	28	直方市 ～ 行橋市	32.9	
	直方宗像線	29	直方市 ～ 宗像市	13.8	
	飯塚福岡線	30	飯塚市 ～ 福津市	27.2	
	福岡筑紫野線	31	福岡市中央区 ～ 筑紫野市	19.3	
	犀川豊前線	32	京都郡みやこ町 ～ 豊前市	29.9	
	甘木田主丸線	33	朝倉市 ～ 久留米市	8.6	
	行橋添田線	34	行橋市 ～ 田川郡添田町	29.1	
	筑紫野古賀線	35	筑紫野市 ～ 古賀市	38.1	
	小倉停車場線	36	小倉停車場 ～ 北九州市小倉北区	0.2	
	小倉港町線	37	小倉港 ～ 北九州市小倉北区	0.6	
	戸畑停車場線	38	戸畑停車場 ～ 北九州市戸畑区	0.4	
	苅田港線	39	苅田港 ～ 京都郡苅田町	0.3	

道路 種別	路線名	路線 番号	起 点 終 点	実延長 k m	備 考
主 要 地方道	直方停車場線	40	直方停車場 ～ 直方市	0.5	
	伊田停車場線	41	田川伊田停車場 ～ 田川市	0.5	
	飯塚停車場線	42	飯塚停車場 ～ 飯塚市	0.2	
	博多停車場線	43	博多停車場 ～ 福岡市博多区	1.1	
	博多港線	44	博多港 ～	0.8	
	福岡空港線	45	福岡空港 ～ 福岡市博多区	3.0	
	久留米停車場線	46	久留米停車場 ～ 久留米市	1.9	
	久留米城島大川線	47	久留米市 ～ 大川市	17.9	
	中間引野線	48	中間市 ～ 北九州市八幡西区	4.7	
	大野城二丈線	49	大野城市 ～ 糸島市	35.3	
	八幡戸畑線	50	北九州市八幡東区 ～ 北九州市戸畑区	7.1	
	曾根鞆ヶ谷線	51	北九州市小倉南区 ～ 北九州市戸畑区	13.1	
	八女香春線	52	八女市 ～ 田川郡香春町	80.0	
	久留米筑紫野線	53	久留米市 ～ 筑紫野市	32.2	
	福岡志摩前原線	54	福岡市西区 ～ 糸島市	39.7	
	宮田遠賀線	55	宮若市 ～ 遠賀郡遠賀町	17.5	
	福岡早良大野城線	56	福岡市西区 ～ 大野城市	26.4	
	浮羽石川内線	57	うきは市 ～ 八女市	20.3	
	椎田勝山線	58	築上郡築上町 ～ 築上郡みやこ町	22.1	
	志賀島和白線	59	福岡市東区 ～ 福岡市東区	13.2	
	飯塚大野城線	60	飯塚市 ～ 大野城市	37.3	
	小倉中間線	61	北九州市小倉南区 ～ 中間市	21.3	
	北九州小竹線	62	北九州市八幡東区 ～ 鞍手郡小竹町	28.9	
	長行田町線	63	北九州市小倉南区 ～ 北九州市小倉北区	9.5	
	苅田採銅所線	64	京都郡苅田町 ～ 田川郡香春町	26.4	
	筑紫野筑穂線	65	筑紫野市 ～ 飯塚市	21.0	
	桂川下秋月線	66	嘉穂郡桂川町 ～ 朝倉市	22.0	
	田川桑野線	67	田川市 ～ 嘉麻市	29.3	
	福岡大宰府線	68	福岡市東区 ～ 太宰府市	15.4	
	宗像玄海線	69	宗像市 ～ 宗像市	12.1	
	田主丸黒木線	70	久留米市 ～ 八女市	29.3	
	新門司港大里線	71	北九州市門司区 ～ 北九州市門司区	9.5	
	黒川白野江東本町線	72	北九州市門司区 ～ 北九州市門司区	10.8	
	直方水巻線	73	直方市 ～ 遠賀郡水巻町	18.8	

道路 種別	路線名	路線 番号	起 点 終 点	実延長 k m	備 考
主 要 地方道	宮田小竹線	74	宮若市 ～ 鞍手郡小竹町	10.1	
	若宮玄海線	75	宮若市 ～ 宗像市	18.7	
	筑紫野大宰府線	76	筑紫野市 ～ 太宰府市	9.4	
	筑紫野三輪線	77	筑紫野市 ～ 朝倉郡筑前町	14.8	
	添田小石原線	78	田川郡添田町 ～ 朝倉郡東峰村	14.9	
	朝倉小石原線	79	朝倉市 ～ 朝倉郡東峰村	18.6	
	甘木朝倉田主丸線	80	久留米市 ～ 朝倉市	15.0	
	久留米浮羽線	81	久留米市 ～ うきは市	24.9	
	久留米立花線	82	久留米市 ～ 八女市	12.4	
	大和城島線	83	柳川市 ～ 久留米市	15.4	
	三潆上陽線	84	久留米市 ～ 八女市	22.3	
	福岡志摩線	85	福岡市西区 ～ 糸島市	13.3	
	久留米筑後線	86	久留米市 ～ 筑後市	14.3	
	岡垣宮田線	87	遠賀郡岡垣町 ～ 宮若市	15.9	
	久留米小郡線	88	久留米市 ～ 小郡市	18.8	
	瀬高久留米線	89	みやま市 ～ 久留米市	15.4	
	穂波嘉穂線	90	飯塚市 ～ 嘉麻市	13.0	
	志免須恵線	91	粕屋郡志免町 ～ 粕屋郡須恵町	8.9	
	宗像篠栗線	92	宗像市 ～ 粕屋郡篠栗町	37.6	
	大牟田高田線	93	大牟田市 ～ みやま市	16.1	
	高田山川線	94	みやま市 ～ みやま市	6.5	
	添田赤池線	95	田川郡添田町 ～ 田川郡福智町	15.8	
	八女瀬高線	96	八女市 ～ みやま市	14.2	
	福岡宗像玄海線	97	宗像市 ～ 宗像市	13.9	
	中間宮田線	98	中間市 ～ 宮若市	14.0	
	大川大木線	99	大川市 ～ 三潆郡大木町	6.3	
	大日寺潤野飯塚線	100	飯塚市 ～ 飯塚市	5.7	
	浮羽草野久留米線	151	うきは市 ～ 久留米市	22.3	

道路種別	路線名	起 点	終 点	延長 k m	備考
高 速 自動車国道	関門自動車道	門司区（県界）	～ 門司区黒川	7.0	
	東九州自動車道	北九州市小倉南区	～ 上毛町（県界）	38.9	
道路種別	路線名	起 点	終 点	延長 k m	備考
高 速 自動車国道	九州縦貫自動車道	門司区黒川	～ 大牟田市（県界）	126.3	
	九州横断自動車道	小郡市（県界）	～ 朝倉市	31.5	
都 市 高速道路	福岡都市高速道路				
	1号線	福岡市東区香住ヶ丘	～ 西区福重	18.0	
	2号線	福岡市博多区千代	～ 太宰府市水城	13.2	
	3号線	福岡市博多区東光	～ 博多区豊	0.6	
	4号線	福岡市東区箱崎ふ頭	～ 東区蒲田	6.9	
	5号線	福岡市博多区月隈	～ 西区福重	181	
	北九州高速道路				
	1号線	北九州小倉南区長野	～ 小倉北区下到津	9.2	
	2号線	北九州市小倉北区許斐町	～ 戸畑区大字戸畑	4.3	
	3号線	北九州市小倉北区菜園場	～ 小倉北区東港	1.8	
4号線	北九州市門司区春日町	～ 八幡西区茶屋の原	31.8		
5号線	北九州市八幡東区東田	～ 八幡東区神山町	2.4		

8 国民保護に関する市条例等

① 大牟田市国民保護協議会条例

(平成18年条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、大牟田市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

2 法第40条第6項に規定する専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に幹事45人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、協議会の委員及び専門委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する者をもって充てる。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則（平成18年4月3日公布）

この条例は、公布の日から施行する。

② 大牟田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(平成18年条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、大牟田市国民保護対策本部及び大牟田市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 大牟田市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき国の職員その他市の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部は、対策本部の本部員のうちから、本部長が指名する者をもって組織する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する者をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 大牟田市国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、対策本部の副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、大牟田市緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則（平成18年4月3日公布）

この条例は、公布の日から施行する。

③ 大牟田市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市国民保護協議会条例(平成18年条例第2号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、大牟田市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第2条 協議会の会議の招集は、会議の日時、場所及び議題をあらかじめ各委員に通知して行う。

2 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(幹事会議)

第3条 会長は、協議会の所掌事務を補佐させるため、必要に応じて、幹事の会議を開くことができる。

(部会における準用)

第4条 条例第4条及び本要綱第2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、条例第4条及び本要綱第2条の規定中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(協力の要請)

第5条 会長は、協議会における審議のために必要な場合は、関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他の協力を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務を処理するため、防災危機管理室に事務局を置く。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成18年9月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、制定の日から施行する。